平成２６年（フ）第１０３９号
東京都江戸川区松島３丁目46―10―204
債務者　御手洗君江
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０４０号
東京都葛飾区柴又１丁目１―19―203
債務者　木村　武久（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０４３号
東京都杉並区梅里２丁目18―７　ツインパレス新高円寺Ｂ棟202
債務者　宮本　樹尚
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０５０号
埼玉県川口市大字東内野351―５
債務者　長谷川圭子
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０５１号
神奈川県茅ヶ崎市松林２丁目12―35　メゾンピーチⅡ202
債務者　柳澤　良介
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０５２号
東京都大田区矢口３丁目４－３―304
債務者　千頭　貴大
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０５４号
東京都北区王子５丁目２－２―1131
債務者　仲居　　勲
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０５５号
東京都中野区中央３丁目16―２―205
債務者　柳澤　紀夫
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０５８号
東京都江戸川区北葛西１丁目３―36　エクセルＮＯ．２―112
債務者　田中　竜也
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０５９号
東京都大田区大森西７丁目９－７―101　エンゼルハイム蒲田第３
債務者　本田　伸之
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０６２号
東京都新宿区西早稲田２丁目12―３―11
債務者　前村　陽一
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０６８号
東京都足立区六木２丁目７－２―202
債務者　戸石　孝夫
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０７０号
東京都立川市一番町４丁目72―11　煉瓦一番館302
債務者　城　　秀昭
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０７１号
東京都練馬区大泉学園町３丁目23―17―201
債務者　片岡　美奈（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０７２号
東京都新宿区西落合１丁目28―14―405
債務者　中川　江理（旧姓杉山）
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０７３号
千葉県習志野市実籾４丁目８－１
債務者　羽山智桂子
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部